

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、
翌日)

一部を改正する条例
例 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条

条 例

目 次

◆条 例

消費生活の安定及び向上に関する条例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例

鳥取県立境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正す

る条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する條

例の一部を改正する条例

鳥取県立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の

消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第五号

目次

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 消費生活の安全等に関する施策

第一節 危害の防止 (第六条—第八条)

第二節 規格、表示、包装等の適正化 (第九条—第十二条)

第三節 啓発活動の推進 (第十三条)

第三章 消費者の苦情の処理及び被害の救済に関する施策 (第十三条—

第十六条)

第四章 生活関連物資に関する施策（第十七条—第二十一条）

第五章 資源及びエネルギーの有効利用に関する施策（第二十二条）

第六章 鳥取県消費生活審議会（第二十三条—第三十条）

第七章 雜則（第三十一条・第三十二条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に關し、県、市町村及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、経済社会の発展に即応して、県民の消費生活の安定及び向上を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第三条 市町村は、県が実施する消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力するとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費生活の安定及び向上を図るための施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、県民の消費生活に關し、その供給する商品又は役務（以下「商品等」という。）について、危害の防止、規格、表示、包装等の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、県が実施する消費生活の

安定及び向上を図るための施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その供給する商品等について生じた消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

(消費者の役割)

第五条 消費者は、経済社会の発展に即応して、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによつて、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 消費生活の安全等に関する施策

第一節 危害の防止

(危害商品等の供給の禁止)

第六条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等（以下「危害商品等」という。）を供給してはならない。

(危害商品等の調査)

第七条 知事は、事業者が供給する商品等について、危害商品等の疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が前項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたときは、その旨を公表することができる。

(危害商品等に係る措置の勧告)

第八条 知事は、事業者が供給する商品等が危害商品等であると認めるとき

- きは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該危害商品等を供給する事業者に対し、当該危害商品等の供給の中止、回収その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告を求めることができる。
- 3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- ### (第二節 規格、表示、包装等の適正化 (自主基準の設定等))
- 第九条 事業者は、その供給する商品等について、消費者の適切かつ容易な選択等に資するため、規格、表示、包装等の適正化に関し必要な基準を自主的に定めるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、前項の基準を定めたときは、速やかに、当該基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 3 知事は、事業者に対し、第一項の基準の設定等について必要な指導又は助言をすることができる。
- ### (県基準の設定)
- (第十一条 知事は、事業者が供給する商品等について、規格、表示、包装等の適正化に特に必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が遵守すべき規格、表示、包装等の基準を定めることができる。
- 2 知事は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県消費

費生活審議会の意見を聽かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- 3 知事は、第一項の基準を定めたときは、速やかに、当該基準を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
(県基準の遵守の勧告)

第十二条 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- ### (第三節 啓発活動の推進)
- 第十三条 知事は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

第三章 消費者の苦情の処理及び被害の救済に関する施策

(苦情の処理)

- 第十四条 知事は、消費者からの苦情(事業者と消費者との間の取引に關して生じた苦情をいう。以下同じ。)の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該苦情を解決するため必要な措置を講ずるものとする。
(あつせん又は調停)
- 第十五条 知事は、消費者からの苦情が前条の規定による措置によつては解決することが著しく困難であると認めるときは、鳥取県消費

会のあつせん又は調停に付することができる。

- 2 鳥取県消費生活審議会は、あつせん又は調停を行うため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

- 3 知事は、事業者が前項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたときは、その旨を公表することができる。

(訴訟の援助)

第十五条 知事は、消費者が事業者の供給する商品等によつて受けた被害に關し、事業者を相手とする訴訟を提起する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、鳥取県消費生活審議会の意見を聽いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けその他の援助を行うことができる。

一 当該訴訟に係る紛争が鳥取県消費生活審議会のあつせん又は調停によつて解決されなかつたこと。

二 当該訴訟に係る被害と同種の被害が多数発生し、又はそのおそれがあること。

三 当該訴訟に係る被害額が規則で定める額以下であること。

(貸付金の返還等)

第十六条 前条の規定により資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を

猶予し、又は免除することができる。

第四章 生活関連物資に関する施策

(情報の収集等)

第十七条 知事は、県民の消費生活との関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）について、その価格の動向及び需給の状況に関する情報を収集し、必要に応じてその情報を公表するものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による情報の収集について協力しなければならない。

(緊急調査)

第十八条 知事は、生活関連物資の供給が著しく不足し、若しくは不足するおそれがあり、又はその価格が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがある場合において、県民の消費生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、速やかに、当該生活関連物資に必要な調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による調査を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 4 知事は、事業者が第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その旨を公表することができる。

(事業活動の是正の勧告)

第十九条 知事は、前条第一項の規定による調査の結果、事業者が当該生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は当該生活関連物資を著しく不適正な価格で供給していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、その是正のため必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

3 知事は、事業者が第一項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(緊急調査による情報の公表)

第二十条 知事は、生活関連物資の需給又は価格の安定を図るため必要があると認めるときは、第十八条第一項の規定による調査によつて得た情報公表することができる。

(事業者に対する協力の要請)

第二十一条 知事は、第十七条第一項の規定による情報の収集又は第十八条第一項の規定による調査の結果、生活関連物資の円滑な供給又は価格の安定を図るために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該生活関連物資の供給の確保その他の措置について協力を求めることができる。

第五章 資源及びエネルギーの有効利用に関する施策

(資源及びエネルギーの有効利用)

第二十二条 知事は、県民が健全な消費生活を営むことができるようすにするため、資源及びエネルギーの有効利用に関する知識の普及、情報の提

供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者及び消費者は、その事業活動及び消費生活において、資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行うよう努めなければならない。

第六章 鳥取県消費生活審議会

(設置)

第二十三条 県民の消費生活の安定及び向上を図るため、鳥取県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二十四条 審議会は、知事の諮問に応じ、県民の消費生活に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、県民の消費生活に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十五条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 消費者
- 三 事業者
- 四 関係行政機関の職員

(任期)

第二十六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十七条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第二十八条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第二十九条 審議会に、第十四条第一項の規定によるあつせん及び調停並びに第十五条の規定による訴訟の援助に係る事項を処理させるため、苦情処理部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、会長が指名する委員五人以内で組織する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(運営に関する細則)

第三十条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関する事項は、審議会が定める。

第七章 雜則

(関係行政機関への協力の要請)

第三十一条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、情報の提供その他の協力を求めるものとする。

(委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十五年六月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第六号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部

を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四、一二〇人」を「四、一四四人」に、「三、四五七人」を「三、四六一人」に、「六六三人」を「六八二人」に改め、同項第五号中「二三二人」を「二二七人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 他の地方公共団体から派遣を受けた職員、他の地方公共団体へ派遣した職員及び休職中の職員については、前項に定める定数の外に置くことができる。

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第七号

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県総合開発審議会条例（昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びその実施」を「並びにその実施」に、「第六条の六」を「第六条」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五条第一項中「左に」を「次に」に、「きく」を「聽く」に改め、

同項第二号中「の各号」を「各号」に、「国土総合開発審議会」を「国土審議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第八号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第三条関係）」に改め、同表に次の一号を加える。

七 母子福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第五条第一項に規定する配偶者のない女子で現に義務教育終了前の児童（十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学校部に在学する児童を含む。以下同じ。）を扶養しているもののうち規則で定めるもの及びその者が扶養している義務教育終了前の児童

附 則

この条例は、昭和五十五年十月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月
鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十年七
月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「鳥取市に」を「次のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

第八条の表の精神薄弱者更生施設の項中

鳥取県立鹿野かちみ園	氣高郡鹿野町
鳥取県立鹿野第二かちみ園	
鳥取県立西部やまと園	西伯郡西伯町
鳥取県立鹿野かちみ園	

に改
め
る。

める。

第八条の表の精神薄弱者更生施設の項中

鳥取県立鹿野かちみ園	氣高郡鹿野町
鳥取県立鹿野第二かちみ園	
鳥取県立鹿野かちみ園	

に改める。

鳥取県立鹿野かちみ園
鳥取県立鹿野第二かちみ園
鳥取県立西部やまと園

別表の二を次のように改める。
二 体育施設使用料

イ 鳥取県立東部健康増進センター

区 分	金額
テニスコート	一コート一時間につき 100円
バレーボールコート	一コート一時間につき 100円

この条例は、昭和五十五年六月一日から施行する。

附 則

鳥取県立西部健康増進センター

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事
平
林
鴻

鳥取県条例第十一号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「給水施設」を「水産物仕分施設若しくは給水施設」に改める。

給水施設の利用	給水量一立方メートルにつき百六十七円
水産物仕分施設の利用	利用面積一平方メートル
給水施設の利用	給水量一立方メートル
の割合で算出した額	を

備考 この表において、「昼間」とは午前九時から午後五時までを

いい、「夜間」とは午後五時から午後八時までをいう。

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県當境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附
則

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県条例第十二号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一
部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一、〇四五人」を「一、〇六五人」に、「三九
人」を「四一人」に、「七六人」を「七九人」に、「四五八人」を「四七
三人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十三号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和三十七年十月鳥取県条例

第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 留置場に関すること。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十四号

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

県立学校授業料徴収条例（昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号）
の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五万七千六百円」を「六万七千二百円」に、「七万二
千円」を「八万四千円」に、「九千円」を「一万二百円」に、「三万六千
円」を「四万三千二百円」に改める。

第三条第三項の表中「三万六千円」を「四万二千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学してい
た者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額及びその納付

の方法は、改正後の県立学校授業料徴収条例第二条第一項及び第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、編入学、再入学、転学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十五号

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県通信教育受講料徴収条例（昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百五十円」を「百七十五円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県条例第十六号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十二年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

改正する条例

第二条の表中

鳥取県立大山青年の家	鳥取県立鳥取青年の家
西伯郡大山町	鳥取市

を

鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町
に、	

に

鳥取県立鳥取少年自然の家	鳥取県立船上山
東伯	

を

市	
郡赤崎町	

に改める。

第七条中「鳥取県立大山青年の家」の下に「、鳥取県立鳥取少年自然の家」を加える。
別表の一を次のように改める。

一 施設使用料

区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合
は高等学校の生徒又は学生	一人一日につき 五百円	一人一日につき 五百円
一般人 者 その他の	一人一泊につき 二〇〇円 一人一泊につき 三〇〇円	一人一日につき 一〇〇円 一人一日につき 一〇〇円

附 則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十七号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月
鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中鳥取県営プールの項を削り、鳥取県営米子武道館の項の次に次のように加える。

第四条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「使用料」を「前二項の使用料」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 鳥取県営屋内プールの利用については、別表第二に定めるところにより、使用料を徴収する。

第五条の表中鳥取県営プールの項を削り、鳥取県営米子武道館の項の次に次のように加える。

鳥取県営屋内プール		財団法人鳥取県福祉事業団	
区分	金額	区分	金額
幼児	温水	冷 水	冷 水

別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。
別表第二（第四条関係）

一 施設使用料

イ プール

個人	区分		金額	
	幼稚	温水	冷 水	冷 水
生徒 学校又は の	一人一回につき 三〇〇円	一人一回につき 二〇〇円	一人一回につき 一五〇円	一人一回につき 一五〇円

一般水泳教室		区分	金額
幼児	児童又は中学校の生徒		
学生又は一般人	高等学校の生徒	一人一課程につき	二、〇〇〇円
一般水泳教室参加料	児童又は中学校の生徒	一人一課程につき	二、五〇〇円
学生又は一般人	高等学校の生徒	一人一課程につき	四、五〇〇円

二 水泳教室参加料

一時間につき 二八〇円。ただし、冷房又は暖房をした場合は、
その二割に相当する額を加算する。

口 研修室

一般利用		団体(二十人以上のものに限る。)		一般利用	
専用利用	一般生又は	児童又は中学校の生徒	幼児	一般生又は	児童教室
一コース一時間につき	一人一回につき 四〇〇円	一人一回につき 二〇〇円	一人一回につき 一五〇円	一人一回につき 六〇〇円	一人一回につき 三五〇円
二コース一時間につき	一人一回につき 四〇〇円	一人一回につき 二〇〇円	一人一回につき 一五〇円	一人一回につき 六〇〇円	一人一回につき 三五〇円
き	一人一回につき 四五〇円	一人一回につき 三〇〇円	一人一回につき 二五〇円	一人一回につき 一〇〇円	一人一回につき 四五〇円
き	一人一回につき 二、〇〇〇円	一人一回につき 一、四〇〇円	一人一回につき 一五〇円	一人一回につき 六〇〇円	一人一回につき 三五〇円

附則

この条例中第二条及び第五条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和五十五年四月一日から、その他の改正規定は同年九月一日から施行する。

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十五年三月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十八号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項を次のように改める。

2 観光施設事業の用に供する観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

短期児童教室	親子教室	一組一課程につき 五、〇〇〇円
--------	------	-----------------

施設の名称	位置
皆生温泉公園	米子市

第六条の二に次の二項を加える。

3 知事は、皆生温泉公園の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県福祉事業団に委託する。

第七条中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の二項を加える。

2 観光施設の利用については、別表第二に定めるところにより、料金を徴収する。

第九条中「料金」を「第七条第一項の料金」に改める。

別表の一の表中「十円」を「十三円」に、「二十円」を「二十六円」に改め、別表の二の表中「七千五百円」を「八千円」に、「八千円」を「八千五百円」に、「九千五百円」を「一万円」に改め、別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第七条関係）

一 施設利用料金

入園料金		料金の区分	金額
団体利用	個人利用		
小人（幼児及び児童を除く。）	大人	小人（幼児及び児童を除く。）	一人一回につき百五十円
一人回につき三百円	百三十円	大人	一人一回につき百五十円

備考

- この表において、「小人」とは幼児、児童及び中学校の生徒をいい、「大人」とは高等学校の生徒、学生及び一般人をいう。
- この表において「団体利用」とは、三十人以上の者がする利用をいう。
- 入園料金は、プール又はテニスコートのみを利用する者については、徴収しないものとする。

二 遊具利用料金

テニスコート利用料金	テニス	オートテニス	普通利用		大人	小人	冷水	温水	大人	小人	冷水	温水
			一人一回につき四百円	一人一回につき二百円								
			一コート一時間につき百円	五十球につき百円								

料金の区分	金額
ポート利用料金	一時間につき 二百円
自転車等遊具利用料金	遊具一種類一回につき 百円を超えない範 囲で知事が別に定 める額

この条例中別表の一の表及び別表の二の表の改正規定は昭和五十五年四月一日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

附則